

# 告示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

認定番号	H二十九 川建セ認 定第八号
認定年月日	平成二十九年 十二月十二日
対象区域	埼玉県和光市広沢四千八百二十三―八、四千八百二十三―二十四、四千八百二十三―二十五、四千八百二十三―二十七、四千八百二十三―三十四、四千八百二十三―三十五、四千八百二十三―三十六、四千八百二十三―三十七、四千八百二十三―三十八、四千八百二十三―三十九、四千八百六十六―一、四千八百六十六―二
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県川越建築安全センター